

フェーズ1

(ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、ヒトへ感染する可能性を持つウイルスが動物に検出)

計画と連携**[関係部局間の連携]**

- ・「高病原性鳥インフルエンザ対策庁内連絡会議」の枠組みを通じ、関係部局間の認識の共有を図る。(各部局)

[情報収集]

- ・県内外の情報を収集する。(福祉保健部、農林水産部)

情報収集源

- ・ 世界保健機関 (WHO)、国際獣疫事務局 (OIE)、国連食糧農業機関 (FAO)
- ・ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
- ・ 独立行政法人動物衛生研究所
- ・ 国立大学法人北海道大学OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省 等

サーベイランス

- ・ ヒトで毎年冬季に流行するインフルエンザ(5類感染症)について、98の医療機関(指定届出機関)における発生動向の週毎の把握をする。うち、13機関(インフルエンザ病原体定点)については、患者からウイルス分離用検体を採取し、ウイルスが分離できた場合には、ウイルスの亜型等についての検討を行う。(福祉保健部)
- ・ 家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(農林水産部、福祉保健部)
- ・ 渡り鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有について、情報収集を実施し、発見が予見される場合には保有調査を実施する。(県民生活・環境部)

予防と封じ込め**[家きん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]**

- ・ 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に従い対応する。(農林水産部)

- ・万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう、関係機関と協力し、防疫演習を実施する。(農林水産部)
- ・学校・家庭を含め鳥類を飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。(教育庁、福祉保健部、農林水産部)
- ・防疫対策として必要となる資材(インフルエンザ迅速診断キット、マスク等)を確保する。(農林水産部、福祉保健部)

抗インフルエンザウイルス薬

[適正使用]

- ・厚生労働省から通知に基づき、インフルエンザ迅速診断キットや抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を医療機関に周知する。(福祉保健部)

[パンデミック時の流通体制の確保]

- ・抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、効果的に供給される体制を構築する。(福祉保健部)

ワクチン

- ・毎年冬季に流行するインフルエンザ用ワクチンの接種に関する情報を提供する。(福祉保健部)
- ・現行のインフルエンザワクチンの流通状況調査を行う。(福祉保健部)

医療

- ・感染症指定医療機関の整備を推進する。(福祉保健部)

情報収集・共有・提供

- ・感染症発生動向調査における県内のインフルエンザの流行状況や感染予防策について、県庁ホームページ、広報媒体等により情報提供を行う。(福祉保健部)

フェーズ2 A (ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出)
--国内非発生--
フェーズ1の対策を継続・強化
計画と連携

[関係部局間の連携]

- ・「高病原性鳥インフルエンザ対策庁内連絡会議」の枠組みを通じ、関係部局間の認識の共有を図る。(各部局)

[情報収集]

- ・県内外の情報を収集する。(福祉保健部、農林水産部)

情報収集源

- ・ 世界保健機関 (WHO)、国際獣疫事務局 (OIE)、国連食糧農業機関 (FAO)
- ・ 国立感染症研究所：WHOインフルエンザコロポレーティングセンター
- ・ 独立行政法人動物衛生研究所
- ・ 国立大学法人北海道大学OIEリファレンスラボラトリー
- ・ 厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省 等

サーベイランス

- ・ 家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(農林水産部、福祉保健部)
- ・ 家きん飼養者等からの異常家きんの異常発見・早期通報を徹底する。(農林水産部)
- ・ ヒトの高病原性鳥インフルエンザ(4類感染症)について、医師からの届出により全数把握する。(福祉保健部)
- ・ 渡り鳥及び野鳥(留鳥)における鳥インフルエンザウイルス保有について、情報を収集し、必要に応じて保有調査を実施する。野鳥の異常死についても、野鳥異常死対応マニュアルにより調査を実施する。(県民生活・環境部、農林水産部)

予防と封じ込め

[出入国者等対策]

- ・ 海外渡航者に対し、海外での高病原性鳥インフルエンザ発生状況及び感染予防のための注意喚起（養鶏場や成鳥市場への立ち入り自粛等）を行う。（福祉保健部）

[家きん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 県内飼養家きんの発生予防対策として、農場段階におけるヒトや車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を徹底する。（農林水産部）
- ・ 万一の発生に備え、迅速な措置が講じられるよう関係部局、市町村及び関係機関と協力し、防疫演習を実施する。（農林水産部、福祉保健部、市町村）
- ・ 学校・家庭を含め鳥類をを飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（教育庁、福祉保健部、農林水産部）

抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 防疫従事者において感染が疑われる症状が出た場合には、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を確保する。（福祉保健部）

ワクチン

- ・ 毎年冬季に流行するインフルエンザ用ワクチンの接種に関する情報を提供する。（福祉保健部）
- ・ 現行のインフルエンザワクチンの流通状況調査を行う。（福祉保健部）

医療

- ・ 新潟県保健環境科学研究所における高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザに対するPCR検査等の検査が実施できる体制を整備する。（福祉保健部）

情報収集・共有・提供

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについて、ホームページ等により県民向けに感染予防等についての情報提供を行う。（農林水産部、福祉保健部）

フェーズ2 B (ヒトから新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高いウイルスが動物に検出)
-- 国内発生 --
フェーズ1の対策を継続・強化
計画と連携

[関係部局間の連携]

- ・「高病原性鳥インフルエンザ対策庁内連絡会議」の枠組みを通じ、関係部局間における認識の共有を図るとともに、関係部局間の連携を強化し、庁内一体となった対策を推進する。(各部局)
- ・特に福祉保健部(ヒト公衆衛生部門)及び農林水産部(家畜衛生部門)の連携を強化する。(福祉保健部、農林水産部)

[発生対応]

- ・県内の家きんの発生情報について農林水産省へ通報する。(農林水産部)
- ・家きん疾病小委員会及び高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームによる防疫体制等の評価・検討を受ける。(農林水産部)

[情報収集]

- ・県内外の情報を収集する。(福祉保健部、農林水産部)
情報収集源
 - ・ 世界保健機関(WHO)、国際獣疫事務局(OIE)、国連食糧農業機関(FAO)
 - ・ 国立感染症研究所:WHOインフルエンザコロボレーティングセンター
 - ・ 独立行政法人動物衛生研究所
 - ・ 国立大学法人北海道大学OIEリファレンスラボラトリー
 - ・ 厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省 等

サーベイランス

- ・発生事例を踏まえ、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。(弱毒タイプのウイルスも念頭に、全ての採卵鶏農場についてサーベイランスを実施する。)(農林水産部、福祉保健部)
- ・家きん飼養者等からの異常家きんの異常発見・早期通報を徹底する。(農林水産部)

- ・ヒトの高病原性鳥インフルエンザ（4類感染症）について、医師からの届出により全数把握する。（福祉保健部）
- ・渡り鳥及び野鳥（留鳥）における鳥インフルエンザウイルス保有について、情報を収集し、必要に応じて保有調査を実施する。野鳥の異常死についても、野鳥異常死対応マニュアルにより調査を実施する。（県民生活・環境部、農林水産部）

予防と封じ込め

[家きん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病予防指針に従い、対応する。（農林水産部）
- ・国の助言により、感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を講じ、感染拡大を防止する。（農林水産部）
- ・農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な対策を行う。（農林水産部、福祉保健部）
- ・発生確認後速やかに感染源、感染経路に係る調査を開始する。（農林水産部）
- ・防疫措置に伴い、農林水産部の要請により、県警本部は必要に応じて周辺地域において警戒活動等を行う。（県警本部、農林水産部）
- ・被害羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要性があり、県による対応が困難である等やむを得ない場合には、自衛隊に対し支援を依頼する。（総務部、農林水産部）
- ・高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となり家きん用の備蓄ワクチンの使用が必要であると国が判断した場合には、家きんに対するワクチン接種を指示する。（農林水産部）
- ・家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家・関連事業者の経営再開等を支援する。（農林水産部、産業労働部）
- ・学校・家庭を含め鳥類を飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（教育庁、福祉保健部、農林水産部）

抗インフルエンザウイルス薬

- ・高病原性鳥インフルエンザの発生農場における従業員及び感染家きん等の殺処分に従事する者の健康管理を行い、国の助言により抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。(福祉保健部)

ワクチン

- ・毎年冬季に流行するインフルエンザ用ワクチンの接種に関する情報を提供する。(福祉保健部)
- ・現行のインフルエンザワクチンの流通状況調査を行う。(福祉保健部)

医療

- ・高病原性鳥インフルエンザの発生農場における従業員及び感染家きん等の殺処分に従事する者の健康管理を行い、国の助言により抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。(福祉保健部)

情報収集・共有・提供

- ・国内の対応措置、ウイルスに関すること等について、適宜、メディア等へ情報提供する。(農林水産部、福祉保健部)

フェーズ3 A (ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない。)
---国内非発生---
フェーズ2 Aの対策を継続・強化
計画と連携

[関係部局間の連携強化]

- ・「新潟県新型インフルエンザ庁内連絡会議」を設置、開催し、関係部局における認識の共有を図るとともに、関係部局間の連携を強化し、庁内一体となった対策を推進する。
(各部局)
- ・福祉保健部長を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策推進本部」を設置する。
(福祉保健部、各部局)

[行動計画の策定]

- ・国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。必要に応じて、随時見直しを行う。(福祉保健部)
- ・行動計画を踏まえた各部局の対策について、「新潟県新型インフルエンザ庁内連絡会議」において共有を図る。(各部局)

サーベイランス

- ・発生事例を踏まえ、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
(弱毒タイプのウイルスも念頭に、全ての採卵鶏農場についてサーベイランスを実施する。)(農林水産部、福祉保健部)
- ・家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。(農林水産部)
- ・野鳥(渡り鳥、留鳥等)における鳥インフルエンザウイルス保有について、情報を収集し、必要に応じて保有調査を実施する。野鳥の異常死についても、野鳥異常死対応マニュアルにより調査を実施する。(県民生活・環境部、農林水産部)
- ・フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの対象医療機関について、国の基準に基づき選定リストを作成する。

予防と封じ込め

[検疫・出入国者対策]

- ・ 海外渡航者に対し、海外での高病原性鳥インフルエンザ発生状況および感染予防のための注意喚起（養鶏場や生鳥市場への立ち入り自粛等）を行う。（福祉保健部）
- ・ ヒト検疫時等の新型インフルエンザ侵入防止対策等についてのガイドラインに基づき、検疫所と連携し、訓練を行う。（福祉保健部）

[家きん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・ 県内飼養家きんの鳥インフルエンザ発生予防対策として、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。（農林水産部）
- ・ 感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）により、感染拡大を防止する。（農林水産部）
- ・ 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な対策を行う。（農林水産部、福祉保健部）
- ・ 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ない場合には、自衛隊に対し支援を要請する。（農林水産部）
- ・ 高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となり家きん用の備蓄ワクチンの使用が必要であると国が判断した場合には、家きんに対するワクチン接種を行うよう指導する。（農林水産部）
- ・ 発生確認後速やかに感染源・感染経路に係る調査を開始する。（農林水産部）
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家の経営再開等を支援する。（農林水産部）
- ・ 輸入された鳥が、感染鳥であったとの連絡が国からあった際は、国と協力して追跡調査等を実施する。（福祉保健部、農林水産部）
- ・ 学校・家庭を含め鳥類を飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（総務部、農林水産部、福祉保健部、教育庁）

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄を開始する。（福祉保健部）
- ・厚生労働省の試算をもとに県内パンデミック時に必要となる抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。（福祉保健部）

（参考）国の示したリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）備蓄目標

[治療必要者数合計	：	2,500万人分]
政府及び都道府県備蓄量	：	2,100万人分
政府	：	1,050万人分
都道府県	：	1,050万人分（うち新潟県分20万4千人分）
国内の流通量*	：	400万人分

1人分の治療量は、1日2カプセル×5日間の計10カプセル。）

* ：通常のシーズン終了時の残存見込み量。

治療必要者数は、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合の、医療機関を受診する患者の推計（CDCモデルより試算）

ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）

国内の流通量*	：	15万人分
政府備蓄量**	：	60万人分

* ：通常のインフルエンザ対策分として国内流通されている量

** ：とは別に政府が購入する目標量

リン酸オセルタミビルに耐性を獲得している可能性も懸念されることから、危機管理上備蓄を検討する。

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。（福祉保健部、病院局）
- ・医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。（福祉保健部）

ワクチン

- ・国の要請に基づき、医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握する。（福祉保健部）

医療

[指定医療機関の確保]

- ・フェーズ4, 5で新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む)の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を推進する。(福祉保健部)
- ・結核病床のうち陰圧病床の空床を利用することが可能となるよう、医療機関と事前に病床数等の確認と協議を行う。(福祉保健部)

(参考)

本県の感染症指定医療機関の状況(2005年(平成17年)10月1日現在)

第一種感染症指定医療機関:	1(病床数 2床)
第二種感染症指定医療機関:	5(病床数 52床)

感染症指定医療機関の病床では隔離患者の対応に不足が生じる場合、結核病床のうち陰圧病床の空床を利用する。

結核病床の状況(2005年(平成17年)10月1日現在)

結核病床を有する医療機関数	: 4
結核病床数	: 124床
陰圧病床数	: 4床

[パンデミック時の医療の確保]

- ・国の推計によれば、パンデミック期に、中等度で県内一日当たり最大約1,950人と想定される入院患者を受け入れる医療機関について、公的医療機関を中心にリストの作成及び調整を行う。(福祉保健部)
 - 感染症指定医療機関及び結核病床をもつ医療機関
 - 医療法に定める公的医療機関(自治体立病院、日赤、済生会病院等)
 - 国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構における医療機関
- ・感染症指定医療機関等での外来患者への診療が不可能になった場合を想定し、外来患者の受入れ可能な医療機関のリスト作成及び調整を行う。(福祉保健部)
- ・指定医療機関における必要な医療器材(例:PPE、レスピレーター、迅速診断キット、簡易陰圧装置)増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。(福祉保健部)
- ・診断、治療、院内感染対策、患者の移送に関するガイドライン等を、医療機関に周知する。(福祉保健部)
 - 感染性、症例定義等の変更によるガイドラインの見直しを随時行う。
 - トリアージ方針(新型インフルエンザ疑い患者の指定医療機関受診への誘導の仕

方)を決定する。

外来の制限、患者受け入れ体制の指針の作成を行う。

- ・保健所及び医療機関、その他関係機関と協力し、新型インフルエンザ患者の県内発生を想定したシミュレーション演習を行う。(福祉保健部、各部局)

[医療体制の再確認]

- ・児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。(福祉保健部)

[その他]

- ・パンデミック時の在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)への生活支援(見回り、往診・訪問看護、食事提供等)搬送、死亡時の対応等について検討を行う。(福祉保健部)
- ・火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。(福祉保健部)
(参考): 県の状況
 - ・火葬場の数: 171カ所
 - ・通常1日当たりの火葬数: 約51件

情報収集・共有・提供

- ・必要に応じて、広報担当官(スポークスパーソン)を決定する。(福祉保健部)
メディア等への情報提供を一本化する。
メディア等に対し、広報担当官(スポークスパーソン)から、発生及び対応状況を十分考慮し、適宜、情報提供する。
- ・県ホームページ等に高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置する。(福祉保健部、県民生活・環境部、農林水産部)
- ・県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を保健所に設置し、適切な情報提供ができるよう体制を整備する。
- ・併せて、Q & A、正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼びかけ等)をホームページに掲載するとともに、市町村、医師会等関係機関に情報提供する。(福祉保健部)

フェーズ3 B (ヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的に無い)
---国内発生---
フェーズ2の対策を継続・強化
計画と連携

- ・福祉保健部長を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策推進本部」を設置する。
(福祉保健部、各部局)

[発生対応]

- ・県内発生情報について厚生労働省へ通報する。(福祉保健部)
- ・厚生労働省と連携し、積極的疫学調査を実施する。(福祉保健部)
- ・厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。
(福祉保健部)

サーベイランス

- ・発生事例を踏まえ、家きん、豚等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
(弱毒タイプのウイルスも念頭に、全ての採卵鶏農場についてサーベイランスを実施する。)(農林水産部、福祉保健部)
- ・ヒトの高病原性鳥インフルエンザ(疑い例を含む)(4類感染症)について、医師からの届出により全数把握する。(福祉保健部)
- ・渡り鳥及び野鳥(留鳥)における鳥インフルエンザウイルス保有について、情報を収集し、必要に応じて保有調査を実施する。野鳥の異常死についても、野鳥異常死対応マニュアルにより調査を実施する。(県民生活・環境部、農林水産部)
- ・フェーズ4から開始するクラスターサーベイランス、症候群サーベイランスの対象医療機関について、国の基準に基づき選定リストを作成する。

予防と封じ込め

- ・海外渡航者に対し、海外での高病原性鳥インフルエンザ発生状況および感染予防のための注意喚起（養鶏場や生鳥市場への立ち入り自粛等）を行う。（福祉保健部）
- ・ヒト検疫時等の新型インフルエンザ侵入防止対策等についてのガイドラインに基づき、検疫所と連携し、訓練を行う。（福祉保健部）

[家きん等における高病原性鳥インフルエンザの防疫対策]

- ・県内飼養家きんの鳥インフルエンザ発生予防対策として、農場段階における人や車輛の消毒、野鳥の進入防止等の衛生管理を徹底する。（農林水産部）
- ・感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）により、感染拡大を防止する。（農林水産部）
- ・農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について必要な対策を行う。（福祉保健部、農林水産部）
- ・被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ない場合には、自衛隊に対し支援を要請する。（農林水産部）
- ・高病原性鳥インフルエンザが急速に拡大し、迅速なまん延防止措置が困難となり家きん用の備蓄ワクチンの使用が必要であると国が判断した場合には、家きんに対するワクチン接種を行うよう指導する。（農林水産部）
- ・防疫措置に伴い、必要に応じて周辺地域において警戒活動等を実施する。（県警本部）
- ・発生確認後速やかに感染源・感染経路に係る調査を開始する。（農林水産部）
- ・学校・家庭を含め鳥類を飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるよう、周知徹底を行う。（総務部、農林水産部、福祉保健部、教育庁）
- ・家畜伝染病予防法に基づく患畜等に対する手当金に加え、互助基金や融資制度により、影響を受けた農家・関連事業者の経営再開等を支援する。（農林水産部、産業労働部）

[高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・養鶏業者に加え、ペット鳥取扱業者や、動物園等鳥類を多数飼育する施設において、濃厚に鳥と接触する飼養者等に異常が認められた場合には、健康チェックを行うとともに医療機関への受診を勧奨する。（福祉保健部、農林水産部）
- ・積極的疫学調査を実施するとともに、患者及び接触者への対応（接触者の範囲特定、健

康管理の実施、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(剖検実施、埋葬方法等)等を行う。(福祉保健部、市町村)

- ・ 防疫措置に伴い、必要に応じて周辺地域において警戒活動等を実施する。(県警本部)
- ・ 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ない場合には、自衛隊に対し支援を要請する。(農林水産部)
- ・ 感染源に対する迅速な措置を実施する。(福祉保健部、農林水産部)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ リン酸オセルタミビル(商品名:タミフル)の備蓄を開始する。(福祉保健部)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正流通]

- ・ 県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。(福祉保健部、病院局)
- ・ 国の要請に基づき、医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(福祉保健部)

ワクチン

- ・ 医療従事者及び社会機能維持に必要な者等を把握し、緊急的にワクチン接種が必要な者の全数を把握する。(福祉保健部)

医療

[指定医療機関の確保]

- ・ フェーズ4, 5で新型インフルエンザ患者(疑い患者を含む)の診療・治療にあたる指定医療機関等の整備を推進する。(福祉保健部)
- ・ 結核病床のうち陰圧病床の空床を利用することが可能となるよう、医療機関と事前に病床数等の確認と協議を行う。(福祉保健部)
- ・ 感染症指定医療機関等での外来患者への診療が不可能になった場合を想定し、外来患者

の受け入れ可能な医療機関のリスト作成及び調整を行う。(福祉保健部)

[パンデミック時の医療の確保]

- ・ 国の推計によれば、パンデミック期に、中等度で県内一日当たり最大約1,950人と想定される入院患者を受け入れる医療機関について、公的医療機関等のリストの作成及び調整を行う。(福祉保健部)
- ・ 指定医療機関における必要な医療器材(例：PPE、レスピレーター、迅速診断キット、簡易陰圧装置)、増床の余地に関して調査を行い、確保に努める。(福祉保健部)
- ・ 診断、治療、院内感染対策、患者の移送に関するガイドライン等を、医療機関に周知する。(福祉保健部)
 - 感染性、症例定期等の変更によるガイドラインの見直しを随時行う。
 - トリアージ方針(新型インフルエンザ疑い患者の指定医療機関受診への誘導の仕方)を決定する。
 - 外来の制限、患者受け入れ体制の指針の作成を行う。
- ・ 保健所及び医療機関、その他関係機関と協力し、新型インフルエンザ患者の県内発生を想定したシミュレーション演習を行う。(福祉保健部、各部局)

[高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例患者への対応]

- ・ 感染鳥類との接触があり、り患が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合には、抗インフルエンザウイルス薬の投与による治療を勧奨する。また、確定診断のための検体を医療機関において採取する。(福祉保健部)
- ・ 検体は、保健環境科学研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するとともに、確認検査が必要な場合には分離されたウイルス等を国立感染症研究所へ送付する。(福祉保健部)

[その他]

- ・ 火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。(福祉保健部)

情報収集・共有・提供

- ・ 必要に応じて、広報担当官(スポークスパーソン)を決定する。(福祉保健部)
 - メディア等への情報提供を一本化する。
 - メディア等に対し、広報担当官(スポークスパーソン)から、発生及び対応状況を十分考慮し、適宜、情報提供する。

- ・ 県ホームページ等に高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置する。(福祉保健部、県民生活・環境部、農林水産部)
- ・ 県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び保健所に設置し、適切な情報提供ができるよう体制を整備する。
- ・ 併せて、Q & A、正しい知識の普及、推奨する感染予防策の周知(一般的な感染予防策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼びかけ等)をホームページに掲載するとともに、市町村、医師会等関係機関に情報提供する。(福祉保健部)